

第6期北塩原村障がい者福祉計画・第2期北塩原村障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)の概要

発行年月: 令和3年3月
発行: 北塩原村住民課

計画策定の概要

計画策定の趣旨

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、令和5年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

計画の基本理念

「共にふれあい支えあい、だれもが笑顔で生活できる地域社会の実現」

本計画は、障がいの有無に関係なく、地域に暮らす人々がお互いに支えながら共に生きる「地域共生社会」の理念を基本として、だれもが住み慣れた場所で笑顔で支え合い生活できる地域社会の実現を基本理念とします。

計画の位置付け

本計画は、「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体的なものとして策定するものです。

計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間です。

障がい者の現状

(各年4月1日現在の手帳交付者数)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体障がい者	151人	130人	134人	128人	115人
知的障がい者	16人	16人	14人	13人	11人
精神障がい者	16人	18人	21人	24人	28人
合計	183人	164人	169人	165人	154人

成果目標		
1福祉施設の入所者の地域生活への移行 地域生活への移行者数 ➡0人(重度の障害があるため移行困難)	4福祉施設から一般就労へ (1)一般就労への移行者数 一般就労する者への数0人➡1人 (2)就労支援事業の利用者数等 就労移行支援事業利用者数0人➡1人	7障がい児支援の提供体制の整備等 (1)重層的な地域支援体制の構築 ①児童発達支援センターの設置数➡0か所※ ②保育所等訪問支援を実施できる事業所数➡0か所※ (2)重症心身障がい児への支援体制確保 ①主に重症心身障がい児等への支援体制確確保➡0か所※ ②主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ➡0か所※ (3)医療的ケア児支援の協議の場所の設置及び医療的ケア児に関する コーディネーターの設置 ①協議の場の設置➡1か所 ②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置➡0人(随時実行)
2精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 1年以上の長期入院患者の退院者数➡1人	5相談支援体制の充実・強化 相談支援体制の強化 ➡令和5年度までに広域的に設定	
3地域生活支援拠点等の整備 近隣町村と整備 (定期的に勉強会を開催し、検証及び検討を行う)	6障がい福祉サービス等の質の向上 障がい福祉サービス等の質の向上 ➡令和5年度までに広域的に設定	
➡右側の数値が令和5年度末の目標値 ※近隣市町村や相談支援事業所と連携を図るもの		

方策		
1障がい福祉サービスの見込み量確保策 (1)住民への情報提供等	(2)総合的な相談支援	(3)一般就労への移行等の推進
2地域生活支援事業の見込み量確保策 (1)住民への情報提供等	(2)サービス提供体制の確保	

成年後見人制度の利用促進

現状と課題

本村において、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより日常生活を支える様々な行為や買い物、財産管理が難しい事例が見られます。また、高齢化や精神障がい者、知的障がい者の人数についても増加傾向にあります。このような状況において、家族からの身体的・経済的虐待に至る可能性があり、対象者の尊厳や安全・安心を確保できないケースが考えられることから利用の促進を行うものです。

成年後見人制度利用状況

(各年4月1日現在)

	H29年度	H30年度	R1年度
高齢者	0人	0人	2人
障がい者	0人	0人	1人

中核機関の設置

会津圏域の市町村で調整し、広域でNPO法人に委託するものとします。